

VR認知機能スクリーニング検査運用支援業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

本市では、認知機能のうち、記憶力・判断力・空間認知力・言語力・計算力の検査ができ、軽度認知障害（MC I）（以下、「MC I」という。）のリスク評価が可能なVR機器を使用し、MC Iの早期気づきと認知症予防対策の普及啓発を実施することを予定している。そのため、提供するVR機器の認知機能検査結果がMini-Mental State Examination（MMSE）および日本語版Montreal Cognitive Assessment（MoCA-J）と高い相関性を示す客観的データ・エビデンスがある特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

VR認知機能スクリーニング検査運用支援業務

(2) 業務の詳細な説明

VRを用いた認知機能スクリーニング検査及び結果データの出力・集計ができる機器を調達するもの。

また、被検者向け検査説明書の作成、機器の操作説明、保守に関する一連の業務を遂行し、本検査の運用を支援するもの。

ア 業務履行時期 契約締結日～令和9年3月31日

イ 対象者 一般市民、市職員

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- ウ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 仕様書記載の業務がすべて履行できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区域内1番1号

担当課名 保健福祉局長寿社会対策室

電話番号 093-582-2063 FAX番号 093-582-209

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年5月1日から令和8年5月19日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時00分まで

イ 受付担当課

(1)に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年5月1日から令和8年5月20日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時00分まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類
を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても
参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効と
する。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合
は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局長寿社会対策推進室認知症支援・介護予防担当課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。